

令和7年度税制改正に関する意見

2024年9月18日
日本商工会議所

基本的な考え方

(多くの中小企業が賃上げや投資の原資を十分確保できていない状況)

わが国経済は、今まさに「停滞から成長」への転換局面にあり、30年続いたデフレからの完全脱却を実現し得る好機を迎えている。しかし、わが国企業数の99.7%、雇用の約7割（3大都市圏を除くと約9割）を占め地域の雇用と経済を支える中小企業においては、人口減少・流出等による需要減少や可処分所得減少による消費低迷等に加え、昨今の原材料・エネルギー価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う防衛的な賃上げ、価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、その多くが、構造的・持続的な賃上げや新たな成長投資に取り組むための原資を十分に確保できていない厳しい状況にある。

これをこのまま看過すれば、デフレ脱却の好機をみすみす逃すこととなる。

したがって今こそ、中小企業が前向きな賃上げや投資の原資を確保するための施策を総動員することが求められている。

(中小企業の「稼ぐ力」の強化がわが国の持続的成長へのカギ)

そのために必要なのは、地域経済の好循環を生み出す原動力である中小企業が、大企業等から、サプライチェーン全体で得た成長の果実を確実に得ることである。「パートナーシップ構築宣言」の強化・実効性確保、政府の監視機能による公正な取引環境の整備が不可欠である。これまでの官民の取り組みの成果により、中小企業の価格交渉・転嫁は進みつつあるが、まだ道半ばであり、さらなる推進が必要である。

他方、中小企業自身の自己変革も重要である。中小企業が、生産性・付加価値向上により賃上げ原資の獲得に繋がる力（稼ぐ力）を身に付けるとともに、それを強化し、取引上優位に立って、利益を十分に確保できるよう努める必要がある。

中小企業の成長はわが国全体の持続的成長に直結する。こうした中小企業の「稼ぐ力」の強化が、わが国の持続的成長へのカギである。政府・与党には、来年度税制改正において、中小企業税制の充実・強化に真正面から取り組まれない。

(経済成長に伴う税収増と歳出削減の取り組みで財政健全化の実現を)

他方、長らくわが国では構造的な財政赤字が課題となっている。今後増加が見込まれる歳出のうち、防衛力強化に向けた財源については、令和5年度税制改正で、中小企業への負担に配慮した一定の枠組みと方向性が決定し、今後、税制措置の開始時期や税率について具体的な検討が行われる見込みであるが、その他にも、利払い費の増や、こども・子育て、経済安全保障、カーボンニュートラルといった諸課題の解決に向けたさらなる歳出増が見込まれている。

これらに必要な財源については、イノベーションや生産性向上への挑戦支援による持続的な経済成長に伴って生じる税収増と社会保障制度改革や行財政改革等による徹底した歳出削減との“車の両輪”の取り組みで捻出すべきであって、企業等への安易な増税によって財源を賄うことはあってはならない。政府には、民間による成長投資に水を差すことのない経済財政運営を期待したい。

基本的な考え方	1
----------------------	----------

I. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制	3
--	----------

1. 中小企業の設備投資を後押しする税制.....	3
2. 中小企業の新たな取り組みを後押しする税制.....	4
3. 中小企業の経営基盤強化に資する税制.....	5
4. 中堅企業の成長投資を後押しする税制.....	6
5. 創業・スタートアップの促進.....	7

II. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制	8
-------------------------------------	----------

1. 事業承継税制の恒久化と活用促進に向けた見直し.....	8
2. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し.....	11
3. 円滑な経営承継・事業継続に向けた税制等の見直し.....	12

III. わが国のビジネス環境整備等に資する税制	13
---------------------------------------	-----------

1. デジタル化への環境整備.....	13
2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対.....	13
3. 納税環境整備・納税協力負担の軽減.....	17
4. インボイス制度の周知徹底・負担軽減措置の効果検証.....	18
5. 事業再生・再編の後押し.....	18

IV. 地域における民間投資拡大に資する税制	19
-------------------------------------	-----------

1. 地方創生と内需の拡大.....	19
2. 地域のレジリエンス強化.....	23

V. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制	24
---	-----------

I. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

1. 中小企業の設備投資を後押しする税制

中小企業の「稼ぐ力」を強化するためには、設備投資が不可欠であるが、建物等の一部の減価償却資産の法定耐用年数が長期であることや償却方法が定額法に限定されていることが、企業の足元の税負担増加と資金繰り悪化に繋がっており、それが、資金調達に制約があり手元のキャッシュが乏しい中小企業の前向きな設備投資を阻害している。このため、減価償却制度については、法定耐用年数の見直しや償却方法の柔軟化などを行うべきである。

他方、現在、租税特別措置等により、一部の減価償却資産の特別償却や税額控除等が可能となっている。中小企業の設備投資を促進する観点から、こうした措置については延長・拡充が不可欠である。

(1) 中小企業経営強化税制の延長・拡充

今年度末で期限切れを迎える中小企業経営強化税制は、中小企業の「稼ぐ力」の強化に繋がる前向きな設備投資を支援する極めて重要な税制であり、以下の見直しを行ったうえで確実に延長すべきである。

① さらに成長を目指す中小企業が実施する設備投資に対する控除率の引上げおよび対象設備の拡充

売上増や企業規模の拡大など、さらに成長を目指す中小企業の設備投資を強力に後押しするため、成長志向の中小企業が一定の要件のもとで実施する設備投資について、現状の控除率 10%（資本金 3,000 万円超の中小企業は 7%）の引上げおよび対象設備の拡充を行うべきである。

② 対象設備の要件緩和

A 類型の適用を受けるためには、「一定期間内に販売されたモデルであること」という対象設備の要件を満たす必要があるが、販売開始から一定期間が経過した設備であっても、品目によっては経営力向上に資する十分な機能を有しており、販売開始時期の基準が実態と合っていないとの指摘がある。

こうした実態を踏まえ、設備種類毎の販売開始時期要件は緩和すべきである。

③ 申請先のワンストップ化と申請の電子化

建設業の事業者が B 類型の適用を受ける場合、確認書発行申請書は経済産業局に提出するが、一方で、経営力向上計画は地方整備局に提出する等、提出先の分散に伴う事務負担が生じている。事業者の負担を軽減し、本税制の利用を促進する観点から、確認書発行申請書と経営力向上計画の提出先をワンストップ化すべきである。

また、経営力向上計画申請と同様に、確認書発行申請も電子申請に対応する等、利用者目線に立った手続きの利便性向上を図るべきである。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

今年度末で期限切れを迎える中小企業投資促進税制は、活用の際の手続きが簡素で、例年約5万件も活用されている中小企業の設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制である。

物価高や人手不足が常態化する中で、自己変革を通じた生産性向上・付加価値向上等、前向きな投資に取り組む中小企業をさらに支援するため、本税制は確実に延長すべきである。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止、特例措置の延長等

原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからない中、価格転嫁が困難で、収益が確保できず、赤字計上を余儀なくされている中小企業にとって、収益状況に関係なく、赤字であっても課税される償却資産に係る固定資産税は大きな負担となっている。そもそも償却資産にかかる固定資産税は、国際的に見ても稀な税制であることから、本来廃止すべきである。

他方、現在、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の償却資産に係る固定資産税を最大1/3に軽減する特例措置が講じられている。今年度末で終了の予定であるが、仮に終了となれば、中小企業の成長投資を大きく後退させることになる。

このため、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は、現行の特例措置の延長・拡充や新たな措置の創設により、税負担を軽減すべきである。なお現行の特例措置が継続される場合は、設備購入から一定期間内に先端設備等導入計画が受理されれば本特例を適用できるようにすべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(4) 中小企業の経営実態に即した減価償却方法の見直し

上述のとおり、一部の減価償却資産の法定耐用年数が長期であることや償却方法が定額法に限定されていることが、中小企業の前向きな設備投資を阻害しているため、減価償却制度については、法定耐用年数の見直し（建物については短縮する等）や償却方法の柔軟化（中小企業に限り、建物等の償却について定率法との選択制とする等）などを行うべきである。

2. 中小企業の新たな取り組みを後押しする税制

(1) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の拡充

令和6年度税制改正で、知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する「イノベーションボックス税制」が創設され、令和7年度より施行されるが、対象となる知的財産の範囲は特許権とAI関連のソフトウェアの著作権に、対象となる所得の範囲は知的財産のライセンス料と譲渡益に限定されており、中小企業のイノベーションを後押

しするには不十分であると言える。

このため、中小企業の知的財産の活用を促進し、「稼ぐ力」を強化する観点から、同税制については以下のとおり見直しを行うべきである。

- ・対象となる所得に、知財を組み込んだ製品・サービスの売却益を追加
- ・対象となる知財の範囲に、実用新案権等を追加
- ・中小企業の事務負担を考慮した、中小企業向け特例措置の創設（対象所得を算出する際にみなし割合を用いる等）

（２）D X投資促進税制の延長・拡充

今後、わが国企業がグローバル競争を勝ち抜いていくためには、デジタル技術とデータの活用によるビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション、以下D X）を一段と加速させることが不可欠である。また、未曾有の人手不足の状況にある中小企業においては、D Xの取り組みを進め、省力化・自動化による生産性向上を実現する必要がある。

このため、今年度末で期限を迎えるD X投資促進税制については、海外売上高要件を緩和するなど、中小企業が使いやすくする見直しを行ったうえで、延長すべきである。

3. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

（１）中小法人の軽減税率は税率 15%のまま確実に延長・恒久化すべき

中小法人の800万円以下の所得について本則19%から15%へ引下げる軽減税率は、例年約100万社が活用する等、わが国中小企業の財務基盤を支える極めて重要な税制である。

同制度の恩恵を受けている中小法人は、昨今の原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コストアップ分の価格転嫁が遅れることによる収益圧迫等により、深刻なダメージを受けているだけではなく、増え続ける社会保険料負担や、長らく続いたコロナ禍とゼロゼロ融資の返済開始に伴ってキャッシュフローが悪化している。仮に本措置が延長されない場合には、負担増のために新たな成長投資を見送らざるを得ないとの声が寄せられている。

したがって本措置は、税率15%を維持したうえで確実に延長すべきである。また、中小企業の安定的な利益確保は時期に関わらず永続的な課題であることから、本来的には時限的な措置に止まらず、恒久化すべきである。

（２）優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の適用対象の拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の3類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきではなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで適用対象を拡大し、人材の流動化が進む中で、中小企業が優秀な経営人材を確保できるようにすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げるとは、経営基盤の安定を図るために不可欠な経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

（３）欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、中小企業は、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態であり、国際的にも多くの国では、中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

こうした点を踏まえ、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

（４）商業地等に係る固定資産税の適正化に向けた見直し

近年の地価上昇により、都市部を中心に、土地に係る固定資産税負担は増加傾向にある。固定資産税は、担税力に関わらず一律で課税されるものであり、価格転嫁が困難で、収益を十分確保できずにいる中小企業にとって、固定資産税負担の増大が成長に向けた取り組みに水を差している。

このため、特に商業地等に係る固定資産税については、中長期的な目線で、税負担の適正化について検討すべきである。

4. 中堅企業の成長投資を後押しする税制

中堅企業は、国内で事業・投資を拡大し、輸出等により外需を獲得する等、地域経済の牽引役を担うほか、積極的な賃上げや福利厚生の拡充、人材育成を行うなど、若者・女性を地域に惹きつける良質な雇用の場として地域の好循環創出に大きく貢献している。

政府は、本年を中堅企業元年と位置づけ、地域未来投資促進税制、中小企業事業再編投資損失準備金制度、賃上げ促進税制に中堅企業枠を創設したが、成長志向の中堅企業の成長をさらに後押しするため、例えば、中堅企業向けの賃上げ促進税制に繰越控除措

置を導入するなど、中堅企業向け税制をさらに拡充すべきである。

5. 創業・スタートアップの促進

(1) 地域における起業・創業の促進

① 創業後5年間の法人税の減免

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

② 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

(2) スタートアップの促進

① エンジェル税制の拡充・手続き簡素化

企業が地方発・地方拠点で新たなビジネスを発展させ、活力ある地域経済の実現を図るには、地方での成長や地域課題の解決を目指すスタートアップに対するリスクマネー供給の促進が求められる。

このため、スタートアップへの個人投資の更なる拡大が必要であり、エンジェル税制における株式譲渡益を元手とする再投資期間を現行の同一年内から複数年に延長すべきである。

あわせて、活用が進むふるさと納税制度の仕組みを援用し、確定申告を不要とするなど、申請に必要な書類の削減・簡素化や手続きのオンライン化を一層進めるべきである。

② 事業投資型クラウドファンディングへの出資に対する優遇措置の創設

事業投資型（ファンド型）のクラウドファンディング（※）は、投資家の共感や中長期的な配当への期待が動機となる資金募集の手法であり、インターネット上のプラットフォームを介して募集等が行われることから、事業者の所在地域を問わない。そのため、地方都市における小規模なインパクト・スタートアップの成長資金として有力であるが、株式投資型とは異なり、エンジェル税制による優遇措置がないこと等から、市場拡大のペースが鈍化している。

以上を踏まえ、地方都市のスタートアップが多様な成長資金を調達できる環境を整えるべく、スタートアップによる事業の支援に係る事業投資型クラウドファンデ

イングへの出資に対する優遇措置を創設すべきである。

※出資者が、事業者の提示する事業計画に対し、匿名組合契約に基づき投資し、株式ではなくみなし有価証券を取得する方式のクラウドファンディング。

Ⅱ. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

1. 事業承継税制の恒久化と活用促進に向けた見直し

平成 30 年度税制改正で抜本拡充された法人版事業承継税制特例措置（以下、事業承継税制）は、相続・贈与時の税負担をゼロにする画期的な措置であり、制度導入以降、地域の雇用を支え、地域経済を牽引する“地域貢献企業”の円滑な経営承継・事業継続のみならず、経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大に貢献してきた。

こうした中、令和 6 年度税制改正で特例承継計画の提出期限が 2026 年 3 月末まで延長されたが、例えば、2026 年 4 月以降にはじめて事業承継を考える中小企業経営者と後継者は、同税制を使うことができない。円滑な経営承継は中小企業にとって永続的な課題であって、本来、このように期限を設けることは適切ではなく、仮にこのまま期限を迎えれば、地域の地盤沈下が一層進み、中小企業や地域の持続的な成長の実現は困難を極める。

以上を踏まえれば、「事業承継税制の恒久化」はわが国にとって不可欠であり、同税制の活用促進に向けた見直しとあわせて以下を講じる必要がある。

（１）事業承継税制の恒久化

円滑な経営承継は中小企業の永続的な課題であること等を踏まえ、特例承継計画提出期限以降（2026 年 4 月から）、少なくとも、事業承継税制一般措置について以下のとおり特例措置並みに拡充し、実質的に恒久化すべきである。

- ・対象株式の拡大（総株式数の最大 3 分の 2 まで → 全株式）
- ・納税猶予割合の拡大（相続の場合 80% → 100%）
- ・後継者の人数の拡大（1 名 → 最大 3 人）
- ・雇用確保要件（承継後 5 年間で平均 8 割の雇用維持）の弾力化（実質撤廃）
- ・事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除（株式売却や廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除）

（２）事業承継税制の活用促進に向けた要件の見直し

① 後継者役員就任要件の撤廃・見直し

事業承継税制には、先代経営者が自社株式を後継者に贈与する場合、後継者は事業承継の時点までに 3 年間、同社の役員に就任していなければならないとする要件（役員就任要件）が存在している。

事業承継税制の適用期限は 2027 年 12 月までであるため、この要件によって、後継者は少なくとも 2024 年 12 月末までには役員に就任していなければならないが、

これは、令和6年度税制改正で特例承継計画の提出期限が2026年3月末まで延長されたことを受け、これから事業承継に取り組もうとする経営者にとって、本年末までに後継者候補を選定し役員に就任させなければならないという厳しい要件であって、特例承継計画の提出期限の延長効果を縮減させ、同税制のさらなる活用を大いに阻害するものである。

したがって、事業承継税制の活用を最大限進めるため、後継者の役員就任要件は撤廃、あるいは柔軟な運用とするなど見直すべきである。

② 事業継続期間内における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

事業継続期間内は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件を満たせなくなる可能性を排除できない。

したがって、後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、事業継続期間内における納税猶予の取消し事由から撤廃すべきである。

③ みなし相続時の代表権要件、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税の納税猶予適用後、事業継続期間内は、後継者に対して「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が要件として定められているが、事業継続期間後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡し、相続税の納税猶予を適用（以下、みなし相続）する場合、後継者に対して事業継続期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

代表権要件は、先代経営者（贈与者）の死亡という予見不可能なタイミングまで、代表権の移動を伴う次世代経営者の育成が制限されるなど、事業承継後の経営の自由度を奪い、また、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、同族関係者の相続など後継者の意図しないところで要件を満たせなくなる可能性を排除できず、先代経営者（贈与者）からの相続が発生するまで長期間にわたって、後継者が納税猶予の取消しリスクにさらされることから、税理士や経営者が税制の活用後ろ向きになる要因となっている。

このため、事業継続期間後のみなし相続時の要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

④ 資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消し事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

(3) 事務負担の軽減や猶予取り消しリスクの解消に向けた見直し

① 5年経過後の報告不要化

納税猶予の適用を受けてから最初の5年間（以下、事業継続期間）、都道府県と税務署それぞれに年1回の報告と、事業継続期間後の3年に1回、税務署に報告を行う必要があるが、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、将来にわたって税理士が支援し続けることが困難、あるいは不安な場合があること、さらには、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用に戻り向きになっている。

こうした状況を踏まえ、納税猶予を受けている企業の存在や事業の実態については、毎年の法人税等の申告書で確認することにより、5年経過後の税務署への報告は不要とすべきである。

② 提出書類の一本化、簡素化および提出先のワンストップ化

事業継続期間、後継者は、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならないが、加えて、従業員数証明書として提出する健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写しなどの添付書類も膨大で、利用者にとって大きな事務負担となっている。また、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあることにより、税理士や経営者が税制の活用に戻り向きになっている。

このため、提出書類の一本化、簡素化と書類の提出先のワンストップ化を行うことで、税制の活用を促進すべきである。

③ 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底

事業継続期間は、都道府県に対し年次報告書を提出する必要があるが、提出にかかる事前通知が行われない都道府県があること、また、事前通知が行われることが都道府県のHP等により公表されていないことが、税理士や経営者の不安に繋がり、税制の活用に戻り向きになっていることから、都道府県による年次報告の事前通知と、HP等で事前通知を行う旨を公表することを徹底すべきである。

④ 書類の提出漏れや記載内容の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化

書類の提出漏れや記載内容の不備等による猶予取消しのリスクがあることにより、税理士や経営者が税制の活用に戻り向きになっていることから、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定。

（４）従業員承継での活用促進に向けた見直し

従業員などの親族外承継では買取によって株式を移転することがあるが、買取資金を後継者個人が用意するため、時価に比べ低額で株式を譲渡する場合がある。この際、時価と譲渡対価の差額が低額譲受に係るみなし贈与とみなされ、贈与税が課される可能性がある。

親族内に後継者がいない場合、従業員承継が有力な選択肢となることから、これを推進するため、低額譲受時のみなし贈与に係る贈与税を事業承継税制の対象とすべきである。

（５）外国子会社株式の対象化

現行の事業承継税制では、外国子会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外されているが、中小企業の積極的な海外展開を促進する観点から、外国子会社株式を対象とすべきである。

2. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等、円滑な経営承継の大きな阻害要因となっている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、抜本的見直しを行うまでの間、純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を講じるべきである

- ・都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な経営承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
- ・純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ・評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前３か月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後３か月間（あるいは５か月間）の株価変動を斟酌すべき
- ・土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の円滑な経営承継のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき

3. 円滑な経営承継・事業継続に向けた税制等の見直し

(1) 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度は、令和5年度税制改正で基礎控除額が創設されるなどの見直しが行われたところであるが、さらなる活用促進に向け、以下の見直しを行うべきである。

- ・小規模宅地等の特例との併用を可能とする
- ・贈与後に株式等の評価額が下落した場合、相続時の時価で再評価する
- ・贈与者・受贈者要件（60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子・孫）の緩和

(2) 事業譲渡の促進に向けたみなし配当課税の見直し

後継者難に直面する中小企業にとって、従業員や取引先等を後継企業に引き継ぐことができるM&A（第三者承継）は、後継者対策の重要な選択肢の一つであるが、事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けてM&Aに取り組む買手企業にとっては、買収先企業の簿外債務等のリスクや事業価値の算定が困難であることがM&Aの障害となっており、リスク回避のために譲り受ける資産・負債を限定できる事業譲渡を希望することが多い。

一方で、法人の清算を伴う事業承継を前提として事業譲渡を用いた場合、事業を譲り渡す法人に対する譲渡益と法人清算時の出資者に対するみなし配当に課税され、株式を譲渡した場合と比較して、事業を譲り渡す者の税負担が大きくなることが、ボトルネックとなり、事業譲渡が進まないケースがある。

このため、事業を譲渡した後に法人を清算する場合のみなし配当について、申告分離課税とし、少なくとも株式譲渡所得に対する税率と同水準に引き下げるべきである。

(3) デューデリジェンス費用や仲介手数料の損金算入

中小企業のM&Aにあたっては、買手企業にとって、非上場会社である中小企業の事業価値の算定が困難であることに加え、リスク算定のために必要なデューデリジェンス費用や仲介手数料が損金算入できないことが障害となっていることから、デューデリジェンス費用や仲介手数料を損金算入とすべきである。

(4) 事業譲渡の際に発生する不動産取得税の軽減措置の拡充

中小企業のM&Aにあたっては、高額となりやすい不動産取得税がネックとなっていることから、経営力向上計画に基づいて行う事業譲渡の際、譲受側が支払う不動産取得税を一定割合軽減する措置について、以下の拡充を行うべきである。

- ・譲渡側の年齢要件（60歳以上）の緩和
- ・グループ企業間の事業譲渡の対象化

Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

1. デジタル化への環境整備

(1) スマート青色申告制度（仮称）の創設

中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つであるが、個人事業主の約4割が白色申告であることや、売上高1千万円以下の小規模事業者の5割弱が帳簿作成等の経理事務を手書きで行っていること等を踏まえれば、まずはこうした層の記帳水準の向上が不可欠である。

このため、個人事業主のデジタル化へのインセンティブ措置として、①デジタルツールで記帳・帳簿作成を行い、かつ、②e-Tax で申告を行う者、に対する「スマート青色申告制度」（仮称）を創設し、下記のようなインセンティブ措置を大胆に講じるべきである。

- ・「スマート青色申告特別控除」（仮称）の創設（現行の青色申告特別控除（最大65万円）を深掘り）
- ・青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（3年間）の延長

(2) 電子帳簿保存法の周知徹底

電子帳簿保存法における電子取引のデータ保存義務化については、令和5年度税制改正にて、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置や検索機能の確保要件の緩和措置が講じられたが、未だ事業者十分に認知されていない状況にある。

同法は全ての事業者を対象とし、かつ極めてわかりづらい制度でもあることから、政府が責任を持って事業者への周知を行う必要がある。

2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(1) 印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とする時代に即していない税制であり、金銭的な負担はもちろん、購入・管理に係る事務的な負担も生産性向上を阻害する要因となっている。

なお、電子契約にすることで印紙税負担を無くすることが可能だが、例えば、国、地方公共団体等が電子契約に対応していない場合、中小企業は契約の際の印紙税負担を避けることができない。また、一般消費者相手のビジネス（B to C）の場合、電子による契約や領収書発行は困難である。

こうした点を踏まえ、印紙税については速やかに廃止すべきである。

(2) 留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対

経営環境の急速な変化に対応し、企業が生き残っていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、これを行うための財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要

である。中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金が中心であるため、自己資本比率の向上は、緊急時の資金調達余力確保の観点から極めて重要である。

さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税である。

このように、成長投資を行うための財務基盤の強化や円滑な資金調達を阻害することに加え、二重課税の解消という観点からも留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

(3) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収される中、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

(4) 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、わが国の喫緊の課題である賃上げの取り組みに逆行し、「成長と分配の好循環」の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約7割、損益分岐点比率が約9割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人186万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ不公平な取扱いとなっている。しかしながら、小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、これまでの税制改正の中で見直しは一部にとどまり不公平な取扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

また、令和4年度税制改正にて、大企業の所得割の税率について、所得に関わらず、最も高い所得区分の税率である1%に引上げられたが、こうした動きにあわせて今後、中小企業の所得割の税率についても同様に引上げるようなことはあってはならない。

(5) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となるなど、現年課税化は、企業、地方自治体双方の事務負担を増加させ、生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

(6) 納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。

寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やe-Taxの利便性向上等において検討すべきである。

(7) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

特定技能は2019年に創設された外国人労働者の新たな在留資格制度であるが、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等に対応すべきである。

(8) 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ・ 印紙税
- ・ 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ・ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ・ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

(9) 地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約2割を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、地方自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、地方自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

(10) リース会計基準の見直しにより中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016年に国際会計基準（IFRS）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、リースに関する会計基準とIFRS等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はIFRSの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。また、貸手側について、リースに関する会計基準の改正に伴い、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度（法人税）及びリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税）が廃止された場合、借手である中小企業においても、新たな資金負担が生じることが強く懸念されることから、これらを廃止せずに存置し、リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

3. 納税環境整備・納税協力負担の軽減

(1) 中小企業の納税協力負担の軽減

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務等について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担を強いられている。例えば、本年実施された所得税の定額減税については、事業者の事務負担が大きく、負担の少ない給付金で対応すべきであるとの声も寄せられているところである。

このように、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっていることから以下の措置を講じるべきである。

① 国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 国、地方自治体に提出する開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・ 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・ 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映した Excel 形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

② 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること
- ・ GビズIDとの連携により eLTAX の利便性向上を図ること

(2) 納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ・ 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）の「翌月 20 日」への変更
- ・ 不納付加算税（源泉所得税の 10%）の軽減

4. インボイス制度の周知徹底・負担軽減措置の効果検証

2023 年 10 月よりインボイス制度が始まったが、未だ同制度はおろか、消費税制度そのものへの理解が十分ではない事業者が多くいることから、引き続き政府による制度理解に向けた周知が必要である。

また、令和 5 年度税制改正にて講じられた負担軽減措置について、その効果を十分検証し、必要に応じて見直しや延長・恒久化を検討すべきである。

5. 事業再生・再編の後押し

(1) 事業再生等の私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。

ついては、「中小企業活性化協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

(2) 企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「2 以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。

このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

(3) 資産の評価損の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損について損金算入できるようにすべきである。

(4) 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長・要件の緩和等

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、中小企業の再生を支援する観点から、2009 年 12 月 4 日から 2016 年 3 月 31 日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を

拡大したうえで、確実に延長すべき。

また、中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、本来的には時限的な措置に止まらず、恒久化すべきである。

(5) 早期再生の後押しに向けた所要の措置

早期再生を実現し、経営に元気と活力を取り戻すため、「基本要領」に定める手続きに従って策定された再生計画を実行する中小企業等に対し、次の措置を講ずべきである。

- ・債務者企業がサービサー等の一定の金融機関から債権を買い取る際に発生する債務免除益の繰延べ措置の創設
- ・再生計画合意時点における青色繰越欠損金の繰越期限の停止、および再生計画合意日以前の一定期間内に期限切れとなった青色繰越欠損金の損金算入の容認
- ・経営者等の所有する土地建物・株式等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てた場合、再生計画への明記かつ再生計画期間中の実行であれば、当該譲渡に係る所得をなかったものとする（保証債務を履行するために土地建物等を売ったときの特例を柔軟に運用すること）
- ・再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産に係る固定資産税の負担軽減措置の創設
- ・経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合において、非課税所得（所得税法第9条第1項第10号）の適用を可能とすること。また、無資力判定に係る要件を明確化すること
- ・再生計画に基づき滞納租税を分割納付するときは、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めること。また、計画期間中は担保の提供を要せずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除すること
- ・第二会社方式による再生計画において、特別清算で切り捨てられる金銭債権について、貸倒損失による損金算入を認めること

IV. 地域における民間投資拡大に資する税制

1. 地方創生と内需の拡大

(1) 地域未来投資促進税制の延長・拡充

今年度末で適用期限を迎える地域未来投資促進税制は、地方都市における物流効率化に向けた大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点とIoTで結ぶサプライチェーンマネジメントの構築、地域の新たな産業創出に向けた企業立地の促進等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資のみならず、地域の稼ぐ力を強化するうえで重要な役割を果たしている。

そのため、地域経済を牽引する産業基盤のさらなる強化や将来の地域における成長基盤となる産業創出・産業転換に向け、本税制は確実に延長するとともに、地域の特性を活かした基幹分野や成長性の高い新興分野等にて実施する中小・中堅企業の設備

投資に対して、控除率の深堀り等のさらなる支援強化を講じるべきである。

また、地域特性を生かした産業政策を講じるため、地方自治体が地域未来投資促進法に基づく「基本計画」に重点支援分野を定める際には、大学、公設試験研究機関、金融機関、商工会議所等の支援機関と協議する等、関係者間で調整を図るよう促すべきである。

（２）民間企業による産業用地整備の促進に向けた支援策の強化（産業用地整備促進税制（仮称）の創設等）

地域における産業基盤の強化や経済安全保障の観点から、地域の土地を買収して産業用地を整備し、国内投資を促進させる必要があるが、全国各地で、その受け皿となる産業用地の確保が課題となっている。民間事業者と連携した用地整備は、行政単独事業に比べ、整備完了までの期間が短い等のメリットがあるものの、初期段階において、地権者との交渉（合意形成・用地買収）が難航することがボトルネックとなって進まないケースが多い。

そのため、地方公共団体と民間事業者が連携して産業用地を整備する場合において、地権者が土地を譲渡する際に発生する所得税を軽減する税制優遇措置（産業用地整備促進税制（仮称））を創設すべきである。

また、民間事業者による産業用地の整備にあたり、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を活用するケースが増えている。民間事業者からは、「計画段階で産業用地に立地する企業・付加価値額等の記載は困難」「進出企業の従業員や地域住民が活用できる保育所や避難場所の整備等、産業団地に進出する企業の人材定着に資する福利厚生関連施設も支援対象としてほしい」等、柔軟な制度を求める声が上がっている。

官民連携による産業用地整備や進出を検討する企業の実態等を踏まえ、民間事業者による産業用地の整備促進に向けて、地域未来投資促進法等における各種手続きの要件緩和を図るべきである。

（３）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長・拡充

今年度末で適用期限を迎える地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地域に貢献したいという企業の意思により、地方自治体の地域活性化に資する活動を財政面から応援する税制であり、とりわけ財源が限られている地方自治体で大いに喜ばれ、活用されている。官民が一体となって地方創生を実現する極めて有意義な税制であり、確実に延長すべきである。

他方、個人版ふるさと納税と比較すると、地元（企業にとっては本社所在地の地方自治体）への寄附は対象外であるなど、見劣りする面がある。企業版ふるさと納税は、個人版ふるさと納税で一部見られるような、いわゆる返礼品目当ての寄附はないことも踏まえ、同税制のさらなる活用促進を図るため、寄附を行った企業に対する経済的な見返りが生じないよう十分配慮したうえで、現行制度では認められていない本社所在地の地方自治体への寄附を同税制の対象とすべきである。

あわせて、本税制のみならず、地方自治体が実施する地方創生事業や住民の生活

環境向上に資する事業等に対して地元企業が寄付をしやすくする措置を検討すべきである。

(4) 地方都市再生・中心市街地の活性化のための税制措置

① 都市再生推進法人が行う都市再生・エリアマネジメント事業に対する税制支援の強化

都市再生推進法人の認定を受けたまちづくり会社等は、限られた財源の中で空き地・空き店舗等の利活用や空き家・古民家等のリノベーションを通じたまちなか居住の推進等、地域の特性に応じた都市再生・エリアマネジメント事業を展開している。こうしたまちづくり会社等の独創性ある新規事業・事業拡大への取組みを一層促すため、不動産取得税・登録免許税・固定資産税・法人税の減免等の措置を講じるべきである。

また、まちなかへの商業施設の立地は、若者・女性を惹きつける都市の利便性・多様性確保とともに、中心部への人流を作り、既存の地元店舗との連携・相乗効果を創出することも期待される。このため、都市機能誘導区域（まちなか）への商業機能誘致に向けて、税制上のインセンティブ措置を講じるべきである。

② 低未利用不動産解消に向けた民間活力活用のための特例措置の創設

まちづくり会社等は多岐にわたる活動を展開しているが、その事業は社会課題解決の側面が強く、まちづくり会社等の事業拡大・新事業展開に伴う資金調達は公的支援に頼ることが多い。過度に行政支援に頼ることなく、民間による持続可能なまちづくりを後押しするため、まちづくり会社等の事業理念に共感し、出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

また、中心市街地・まちなか等における低未利用地、および所有者不明土地の発生抑制・活用促進のために、まちづくり会社、ランドバンク（※）等が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

※自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。1970年代からアメリカで広がりを見せていたが、2008年の金融危機後、さらに増加している。日本では2013年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴び、2022年の所有者不明土地法改正により、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定制度が創設された。

③ 地域福利増進事業に係る特例措置の延長

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の用に供する土地および償却資産に係る固定資産税等を軽減する措置を延長すべきである。

④ まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全のための特例措置の延長等

都市における緑地・オープンスペース整備促進に向けて、緑地保全・緑化推進法人が設置管理する認定市民緑地の敷地に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用期限を延長すべき。あわせて、都市の脱炭素化に資する都市開発事業を促すため、

民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る税制特例措置を拡充すべき。また、地方都市におけるGXを契機としたまちなかへの新たな投資を呼び込むため、都市再生推進法人の認定を受けたまちづくり会社等による都市の緑地を確保するプロジェクトに対し、税制上の支援措置を講じるべきである。

⑤ まちづくり・観光の重要な担い手である芸術文化施設等に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手である。民間が所有する文化施設の事業継続を支援し、地域の賑わい創出・インバウンド対応を後押しするため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

⑥ 空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する税制優遇措置の創設

商業機能が集積している地区等において、一定期間内（10年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

⑦ PFI事業における固定資産税等の特例措置（BOT税制※）の延長・拡充

民間の資金・ノウハウを活用するPFI事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、今年度末で期限切れを迎えるBOT税制は延長すべきである。

また、現状、適用範囲がサービス購入型のみに限定されているが、混合型も対象とするよう拡充すべきである。

※Build Operate and Transfer、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に行政へ施設所有権を移転する方式

⑧ 2027年国際園芸博覧会に係る特例の創設

2027年に開催される横浜国際園芸博覧会に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備および開催のために国税および地方税に関して必要な措置を講じるべき。

（５）内需拡大に資する住宅関連税制の延長・拡充

良好な住宅ストック形成を図るとともに、内需の柱であり経済波及効果の高い住宅投資を促進するためにも、以下の措置を講じるべきである。

- ・新築住宅に係る住宅ローン減税について、子育て世帯や若年夫婦世帯を対象に講じられている借入限度額に係る措置および床面積要件の緩和措置の延長
- ・子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長
- ・住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例の延長
- ・サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長

- ・防災街区整備事業における固定資産税の特例の延長
- ・管理計画認定マンション等における長寿命化に資する一定の大規模修繕工事に対する固定資産税の特例の延長
- ・魅力ある働き方や豊かな暮らしの実現に向け、複数拠点を利用する二地域居住の推進に向けた支援措置の創設

(6) 複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し

中長期的観点から、2050年カーボンニュートラルの実現、CASEの進展、新しいモビリティ社会の到来など、自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえながら、自動車関係諸税のあるべき姿について、議論・検討を進めるべきである。今後2年間で国民的な議論を行い、「自動車からモビリティへの進化に伴う新しい社会価値の創出」と「マルチパスによる保有も含めたCO₂削減」に資するよう、簡素化・負担軽減を前提に、新たな時代に適した公平・簡素な自動車税制に抜本的に見直すとともに、足元では以下を講じるべきである。

- ・原動機付自転車の道路運送車両法及び道路交通法の施行規則改正に合わせた軽自動車税における種別等の見直し
- ・ノンステップバスやUD（ユニバーサルデザイン）タクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長
- ・都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長
- ・先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長
- ・水素充填インフラの設置に係る固定資産税の特例措置

2. 地域のレジリエンス強化

(1) 中小企業の強靱化に向けた中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・津波・豪雨・火山噴火等、自然災害が激甚化・頻発化する中、企業においてBCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠となっている。中小企業防災・減災投資促進税制は、こうした災害時における中小企業のBCP促進に資することから、今年度末で期限を迎える本税制は延長すべきである。

あわせて、同税制の対象に下記の設備を追加するとともに、申請に必要な事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

- ・長時間の停電に備えるための蓄電池
- ・飛散したガラスによる2次災害リスクを軽減するための飛散防止フィルム
- ・河川や下水道への大量の雨水流入を防ぐための雨水浸透枳や雨水貯留施設

(2) 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長・拡充

地震や津波、豪雨、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに推進するためには、行政のみならず、中小企業を含む地域全体での取り組みが求められていることから、都市計画法および都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアに

おける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため、今年度末で期限を迎える本税制は延長すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

(3) サプライチェーン全体での防災・減災対策を促す税制措置の創設

中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのBCP策定等の防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与すべきである。

あわせて、地方自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

V. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290 万円）を拡充するとともに、勤労性所得を認める税制を検討すること。
- (3) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置を復活させること。
- (4) 地域の活性化や社会課題の解決に資する寄附型クラウドファンディングにおける寄付金控除・寄附金特別控除の対象を拡大すること。
- (5) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引上げること。
- (6) 物価上昇等の状況を踏まえ、課税最低限の引き上げなど必要な措置を講じること。
- (7) 低所得世帯（年収 300 万円～400 万円）に多くの子育て層が含まれることから、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すること。
- (8) ガソリン代高騰の影響を考慮し、マイカー通勤者の通勤手当における非課税限度額を引き上げること。

2. 資産税関係

- (1) 円滑な経営承継・事業継続に向け、以下を講じること。
 - ・事業承継税制一般措置による贈与税の納税猶予の適用を受けており、贈与者に相続が開始した場合における特例措置への切り替え容認
 - ・経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲（旧代表者および後継者 1 人）の見直し
 - ・経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減措置の創設
 - ・法人経営のために担保提供した個人資産について、事業用資産に準ずるものとし

て扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する制度の創設

- ・分散した株式の集中化を図るため、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主のみなし配当課税の適用停止措置の実施
- ・同族株主判定の際に基準となる範囲（6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪））の「配偶者および3親等内の親族」への縮小
- ・現物出資等受入れ評価差額に係る規定（財産評価基本通達 186-2（2））の撤廃

（2）若年世代への早期の資産移転を後押しする観点から、以下を講じること。

- ・暦年課税制度における基礎控除（110万円）の引き上げ
- ・結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
- ・教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
- ・死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額の拡充

3. 法人税関係

（1）地方創生・地域活性化の観点から、下記のとおり寄附税制を拡充すること。

- ・商工会議所が実施する災害等からの地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金の全額損金算入
- ・アーケードや街路灯等の設置・管理に係る商店街振興組合の環境整備事業のための積立金の損金算入限度額の拡大

（2）中小企業の海外展開を後押しする観点から、以下を講じること。

- ・中小企業における外国子会社からの受取配当金の全額益金不算入
- ・中小企業の海外からの撤退費用に係る税額控除制度の創設
- ・親会社が負担する外国子会社への出向社員の人件費の全額損金算入
- ・各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すこと。また、不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うこと
- ・外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間について、現行の3年から米国並みの10年に延長すること。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすること

（3）青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を現行の1事業年度から複数年度に拡充すること。

（4）賞与引当金、退職給与引当金については、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めること。

（5）中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための課税所得15億円以下（過去3年平均）の要件について、課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しを行うこと。

4. 消費税関係

- (1) 軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すこと。なお、必要な低所得者対策は、マイナンバーの利活用による給付措置により行うべきであり、対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきではない。
- (2) 直前課税期間の年税額の多寡によらず、中間納付額や納付回数を任意に設定できる新たな分割前納制度を創設すること。
- (3) 「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上の処理の差異を解消すること。
- (4) 免税手続きカウンターにおける特定商業施設について、商店街振興組合や中小企業協同組合と同程度の事項が定款に定められている任意団体を対象にする等、要件を緩和すること。

5. 地方税関係

- (1) 地方税（事業税・法人住民税）における繰戻し還付制度を創設すること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

6. 年金関係

- (1) 企業年金等の積立金にかかる特別法人税を撤廃すること。
- (2) iDeCo および iDeCo プラスの拠出限度額を引上げること。特に、老後の所得確保に向けた制度を公平かつ分かりやすいものとする観点から、確定拠出年金については働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なる状況を解消し、共通の非課税枠とすること。
- (3) 企業型確定拠出年金における拠出限度額を引上げること。
- (4) 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の制限を撤廃すること。
- (5) 一定年齢以降において、一定額内での追加拠出を可能とするキャッチアップ拠出を導入すること。

7. 納税環境整備

- (1) e-Tax と eLTAX の統合等による申告・納税手続きのワンストップ化を図ること。
- (2) 地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すること。
- (3) 学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で租税教育や簿記・会計教育を実施すること。

以 上